

奈良市移動等円滑化促進協議会の概要

審 議 会 等 の 名 称	奈良市移動等円滑化促進協議会
設置目的、担当事項	移動等円滑化促進方針の作成、基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行う。
設 置 根 拠 法 令 等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）
設 置 年 月 日	令和元年９月１日
委 員 数	２５人
任 期	５年
委 員 構 成	(１) 学識経験者 (２) 福祉関係団体その他関係団体を代表する者 (３) 公共交通事業者を代表する者 (４) 公安委員会の職員 (５) 関係行政機関の職員 (６) 市長が適当と認める者
公 開 ・ 非 公 開 の 別	原則公開
担 当 課	都市整備部交通政策課